

(公印省略)

情 個 審 第 4 5 0 8 号  
令 和 6 年 1 1 月 2 0 日

様

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について (通知)

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：令和6年（行情）諮問第1217号

事 件 名：特定事象が起因となった遊漁船の事故の存在と内容が確認できる文書等の不  
示決定（不存在）に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和6年12月20日（金）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送、ファックス又は電子メールで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差し支えない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎5階

電話03-5501-1732

FAX03-3502-0035

## 理 由 説 明 書

本説明書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づき、令和 6 年 9 月 26 日付け 6 水管第 1841 号で行った不開示決定（以下「原処分」という。）に対する開示請求者（以下「審査請求人」という。）からの審査請求に関し、法第 19 条に基づき、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問するにあたり、原処分を維持することについての説明である。

原処分を維持する理由は、以下のとおりである。

### 1 請求する行政文書の名称等（令和 6 年 8 月 26 日付け行政文書開示請求書）

「第 4 回 遊漁船業法の改正に係る水産庁主催の事業者向け説明会」内の「チャットに対する回答」に係る下記文書

- (1) 「事故の主な原因は営業中の見張り不十分だとされます。」との記載につき、  
船長が釣りをしていたことが起因・遠因となった事故の实在と内容が確認できる資料の一切
- (2) 「船長や遊漁船業務主任者（以下、業務主任者）が利用者を案内中に自身が消費するためや販売目的で自ら釣りをする実態が見聞されます。」との記載につき、それら見聞の实在と内容を確認できる資料の一切

### 2 原処分における不開示理由

- (1) 遊漁船の事故の主な原因が見張り不十分であることについては、海上保安庁の公表資料（令和 4 年海難の現況と対策）において述べられており、船長及び遊漁船業務主任者が利用者を案内中に自ら釣りを行うことは見張り不十分に明らかにつながる行為であることから、業務規程例において、「利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。」と規定しているが、「船長が釣りをしていたことが起因・遠因となった事故の实在と内容」に関する行政文書は作成・保有していないため、不開示とした。
- (2) 遊漁船業者、都道府県水産部局及び遊漁関係団体を通して、当該実態を把握しているが、このことに関する行政文書は作成・保有していないため、不開示とした。

### 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は以下のとおりである。

- (1) 法律上の均衡を失する規制を論ずるからには常よりなお慎重になるべきところ、具体的に関連する事故事例等の記載のある資料の一切も介さないまま「船長等が利用者の案内中に自ら釣りを行うこと見張り不十分に明らかにつながる行為である」と判断し、船長等が利用者を案内中に自ら釣りをする行為を規制すること決定したとする水産庁のプロセスは一般通念的にみて不合理である。よって水産庁が行政文書を作成・保有していないことはあり得ず、よって処分の取消及び行政文書の開示を求める。

- (2) 実態に係る見聞の記載ある資料の一切もないままどのように実態を把握しているのか合理的な説明がつかない。国民に規制を課すにあたって、その根拠事由のひとつが立証不能な担当官吏の記憶力等にも恃むことは公務員倫理にも悖るものであって、一般通念的に考えられない。水産庁が請求文書の作成・保有していないことはあり得ず、よって処分取消及び行政文書の開示を求める。

#### 4 原処分を維持する理由

##### (1) 本件対象文書の特定制及び原処分について

審査請求人が請求している上記1の行政文書については、作成・保有しておらず特定できないため不開示である。

また、遊漁船における死傷者事故が増加傾向にあり、遊漁船業の安全性向上等をはかるため、昨年「遊漁船業の適正化に関する法律」が改正されたところ（以下「改正遊漁船業法」という。）であり、事故の主な原因が見張り不十分であることについては、海上保安庁の公表資料（令和4年海難の現況と対策）において述べられている。遊漁船における安全管理体制の構築にあたっては、遊漁船業務主任者の役割が重要であるため、遊漁船業務主任者は、誠実にその職務を行わなければならないことを改正遊漁船業法第13条に明記したところである。

また、遊漁船業を実施するにあたり、遊漁船業者は、利用者の安全管理に係る体制等を記載した業務規程を定める必要があるが、利用客を案内中に船長及び業務主任者自らが消費するための釣りや販売目的で釣りをすることについては、見張り不十分に明らかにつながる行為であり、誠実にその職務を行っていないと判断されるものであることから、今般の法改正を踏まえ、業務規程の模範例である業務規程例において「利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。」と規定したところである。

##### (2) 原処分の妥当性

考えについては上記(1)のとおりであり、原処分については、妥当である。

##### (3) 審査請求人のその他の主張

特になし。

##### (4) 結論

以上のことから、船長が釣りをしていたことが起因・遠因となった事故の存在と内容が確認できる行政文書及び船長や遊漁船業務主任者が利用者を案内中に自身が消費するためや販売目的で自ら釣りをする実態の見聞の存在と内容を確認できる行政文書については、作成・保有しておらず、特定できないことから、審査請求人からの開示請求に対し処分庁が行った原処分は妥当であり、原処分を維持することが妥当である。